有田市部活動改革及び地域クラブ活動の
推進等に関する総合的なガイドライン

－子供たちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の充実を目指して－

有田市教育委員会

令和８年１０月

目次

はじめに
Ⅰ　生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の充実を目指す取組
1 国の動向
2 県の動向
3 有田市の中学校部活動を取り巻く現状
4 国及び和歌山県の方向性を踏まえ、有田市における目指す姿と方向性
〇目指す姿
〇改革の方向性
〇有田市のロードマップ
Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度
1 地域クラブ活動の在り方
2 地域クラブ活動に関する認定制度（検討中）
Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応
1 推進体制の整備
（1）有田市教育委員会における体制整備
（2）各関係団体等の役割分担
（3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
（4）関係団体等・大学・民間企業との連携
2 各種課題への対応
（1）運営団体・実施主体の整備等
（2）指導者の確保・育成
（3）活動場所の確保
（4）活動場所への移動手段の確保
（5）生徒の安全・安心の確保
（6）障害のある生徒の活動機会の確保
3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等はじめに
Ⅳ 学校部活動の在り方
1 適切な運営のための体制整備
（1）学校部活動に関する方針の策定等

（２）指導・運営に係る体制の構築
２ 適切な指導及び安全・安心の確保
（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
（２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
（３）競技ごとの指導手引きの普及・活用
３ 適切な活動時間・休養日等の設定
４ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
Ⅴ 大会・コンクールの在り方
１ 生徒の大会等の参加機会の確保
２ 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
（１）大会等への参加の引率
（２）大会等の運営への従事
３ 生徒の大会等の安全確保
４ 全国大会をはじめとする大会等の在り方
Ⅵ 関連する制度の在り方

参考（関連リンク）

はじめに

○　本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、国のガイドライン及び県の方針を踏まえつつ、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、学校部活動の地域連携・地域移行に係る有田市の方向性や新たな地域クラブ活動（有田市認定地域クラブ）を整備するために必要な対応についてまとめたものである。

○　本方針は、国及び県の方向性や市検討委員会等での検討等を踏まえて、適宜見直しを図ることとする。

○　平成 30 年 8 月策定の「有田市中学校運動部活動の方針」は、本方針に統合する。

Ⅰ　生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の充実を目指す取組

1　国の動向

国の「改革推進期間」（令和５年度～令和７年度）を終えるにあたって、新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省　令和７年 12 月)」(※以下、「(国) ガイドライン」という。) が示されている。この (国) ガイドラインでは、令和８年度から令和 13 年度までの６年間を「改革実行期間」と位置付け、「期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」等が示されている。

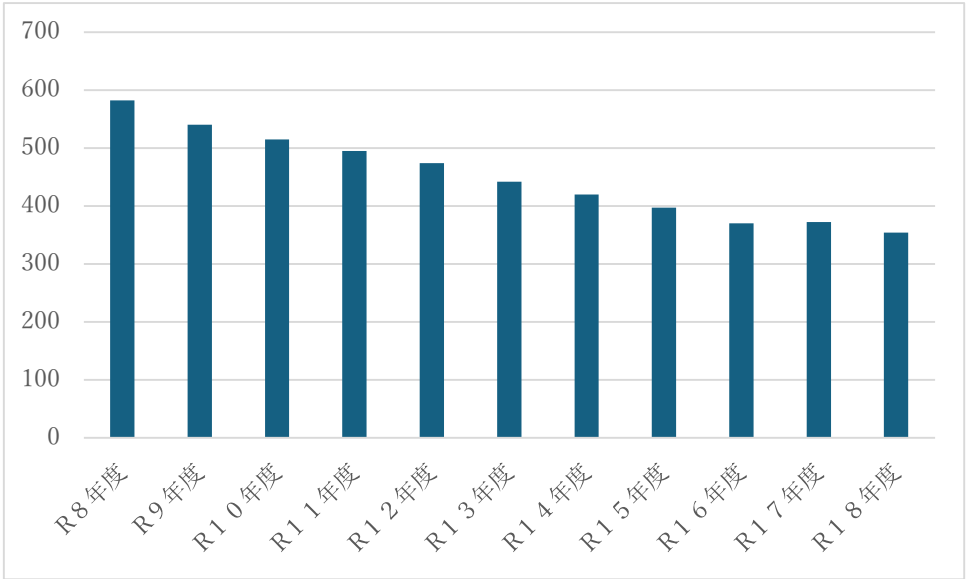
2　県の動向

和歌山県では、学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会等を開催するとともに、国のガイドラインに則り、令和６年３月に「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」が策定されている。同方針では、「まずは休日の学校部活動について、地域や学校の実情等にも十分に配慮しながら、段階的に進めていく」や「令和６年度から令和８年度までを地域連携・地域移行の改革準備期間と定め、各市町村の準備を県が支援するとともに、取組が可能な市町村から改革を実行し、令和 10 年度までに地域クラブ活動の充実を目指す」などが示されている。

3　有田市の中学校部活動を取り巻く現状

市内中学校生徒数は、令和８年は５８２名（令和８年５月１日現在）であるが、10 年後の令和 18 年には約 40%減少し、350 名程度になる見込みにある。

令和６年度の中学校の統合により１中学校となることで、各部活動へ所属する生徒の数は増加したが、他市町の中学校での部員不足を補うための合同部活動の形で大会へ参加をしている種目も存在する。生徒数の減少は有田地方としての課題でもある。生徒数の減少は、その学校へ勤める教員数の減少に繋がるため、今後、ますます単独校での部活動の維持が難しくなることが予想できる。



（図）令和８年度の有田市内小中学校の児童生徒数及び、令和８年度までの有田市内における出生数をもとにグラフ化

4　国及び和歌山県の方向性を踏まえ、有田市における目指す姿と方向性

○目指す姿

有田市をはじめとし、近隣自治体に在住する生徒の多様で豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現と充実

・少子化の進む中、将来にわたって継続的に豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむための環境を確保

・これまでの学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支える体制を整備

・障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

○改革の方向性

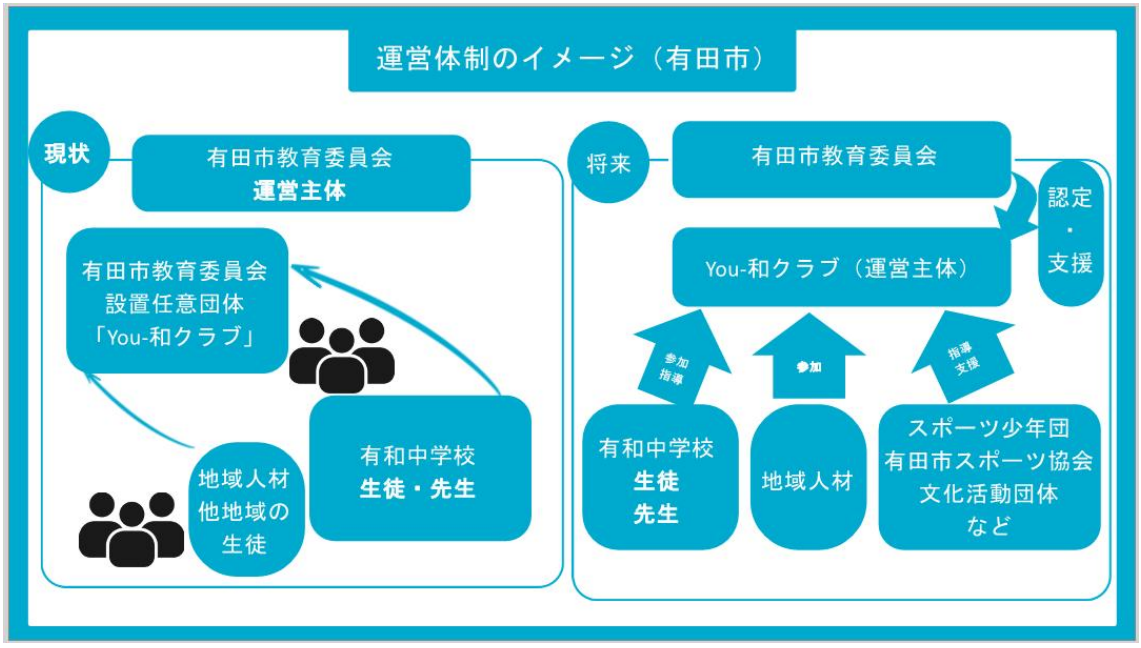
（１）改革期間：令和８年から令和 13 年

（２）取り組み方針

(国)改革実行期間（令和８年から令和 13 年）にあわせて、休日については、令和 13 年度に全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。なお、地域展開の準備が整った部活動については、順次、地域クラブでの活動を実施する。平日の活動については、課題への検証等を行い、取組方針の整備する。

〇有田市のロードマップ





Ⅱ　地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1　地域クラブ活動の在り方について

●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義（※１）を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値（※２）を創出することが求められます。

●地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが求められます。

※１の例

①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力の育成

②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成

③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成

④自己の力の確認、努力による達成感、充実感を味わう

⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成

※２の例

①生徒のニーズに応じた多種多様な体験

②生徒の個性・得意分野等の尊重

③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

2 地域クラブ活動に関する認定制度について（現在、検討中）

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

（1）有田市教育委員会における体制整備

●（国）ガイドライン等に示される内容を踏まえ、有田市として、教育に限らず様々な部署が一体となって、必要な体制整備に努める。

（2）各関係団体等の役割分担

（国）ガイドライン「Ⅲの１の（２）」に基づた必要な取組等を実施する。

有田市教育委員会は、改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施する。
特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援 ・指導助言等の必要な措置等を実施する。

（3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、下記のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図られるようにする。

●地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。

●地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。
●地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行う。

（4）関係団体等・大学・民間企業との連携

（国）ガイドライン等に基づき、有田市及びその周辺の実情に応じた関係団体との連携を図る。

2 各種課題への対応

（1）運営団体・実施主体の整備等

基本的な考え方

●地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、有田市教育委員会による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要である。有田市教育委員会は、地域クラブ活動の運営状況等を把握し、持続的・安定的な運営に向けたサポートを行う。
●地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT 等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。
※（国）地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照し取組む。

（2）指導者の確保・育成

基本的な考え方

●地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保するように努める。
●部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われるよう工夫する。
●指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発

掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進する。

＜想定される人材の例＞

【地域スポーツクラブ活動】

総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、大学生、退職教職員、教職員等、民間スポーツクラブの指導者、民間企業等の社員等

【地域文化クラブ活動】

アマチュアでの活動者、アーティスト、大学生、退職教職員、教職員等、民間の文化芸術関係の指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員等

（３）活動場所の確保

基本的な考え方

●地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するための場所を十分に確保していくことが重要である。

●今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要である。

●その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも重要である。

（４）活動場所への移動手段の確保

基本的な考え方

●部活動の時と同じ移動方法で、自転車や徒歩または、自身の保護者の車による送迎や公共の交通機関の利用を原則とする。

また、貸切バスを遠征時等において利用する場合は、「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」（令和８年６月３０日　文部科学省　国土交通省）を参照の上、適切な運営を実施する。

（５）生徒の安全・安心の確保

基本的な考え方

●地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。

●基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていく。また、今後示される国における指導の手引き等を参考に体制を整備する。

●事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した運営を実施する。発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等に努める。

●怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底する。

※先般のスポーツ基本法改正において、新設された「暴力等の防止に関する規定（ 第 29 条)」を踏まえた対応に留意する。

【参考】スポーツ基本法（令和７年度改正後）（抄）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。)、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

２ スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等により スポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

（６）障害のある生徒の活動機会の確保

基本的な考え方

●障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくため、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定し、各種の取組を推進する。

●指導者は、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開する。
●学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携を検討する。

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

基本的な考え方

（国）ガイドラインに基づき必要な取組の検討を随時行うよう努める」

Ⅳ 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備

（1）学校部活動に関する方針の策定等

●校長は、それぞれ、本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定する。
●校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
●部活動顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。

校長は、有田市教育委員会が策定する「有田市部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日程等）を作成し、校長に提出する。校長は、活動方針及び活動計画等を学校の HP への掲載等により公表する。

（2）指導・運営に係る体制の構築

●部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を図る （学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等

としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討)。
●部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うことができる。
●教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないように努める。
●有田市教育委員会は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施する。

・　有田市教育委員会は、①部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修、②学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行うとともに、③部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修を行う。
・　研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなどし、受講者の過度な負担とならないよう工夫する。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

（1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

●顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
●事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、有田市教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。
●事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施する。

・ 学校部活動においては、顧問の教師等だけに運営 ・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えること。
・ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意すること。また、

そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得られるよう努める。

・ 今後、国において作成される指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に、同ガイドラインにおいて示された 「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と 「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教師等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるように留意すること。

・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意が必要である。

・ 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意し、理解を促す。

・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意する。

（２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

●スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進する。

・ 過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うように努める。

（３）競技ごとの指導手引きの普及・活用

●中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進する。

・ 中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して全国の学校における普及・活用を図ること。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】週２日以上の休養日を設定する。
【活動時間】１日の活動時間は、長くとも平日は１日２時間程度（交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮して、日没時刻を踏まえて下校時刻を設定する）、休日は１日３時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を実施する。
【そ の 他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定する。

・ 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究 （※）も踏まえて設定されたものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定する。
・ 週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり２日以上の休養日を設けたうえで、平日の活動を週３日以内に抑えつつ、休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。
・ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とする必要がある。
・ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

●性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備に努める （ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。
●部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにする。

・令和６年 12 月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることに留意。

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

●有田市教育委員会及び学校は、(国) ガイドラインに記載されている内容に基づき、生徒が大会・コンクールへ参加するにあたって、円滑に取り進められるよう、支援等に努める。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

（1）大会等への参加の引率

●有田市教育委員会は、国及び県が示す方向性を鑑みて、体制の見直しなど必要な対応の実施に努める。

（2）大会等の運営への従事

●有田市教育委員会は、国及び県が示す方向性を鑑みて、体制の見直しなど必要な対応の実施に努める。

3 生徒の大会等の安全確保

●生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を考慮した運営に協力をする。

Ⅵ 関連する制度の在り方

教師等の兼職兼業

●（国）ガイドライン及び和歌山県教育委員会の方針に基づいた体制整備に努める。
●兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う有田市教育委員会と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施。

兼職兼業の申請にあたっては、有田市教育委員が定める様式に基づいて行う。

参考（関連リンク）

●部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
（令和７年１２月　文部科学省）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf
●和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針
（令和６年２月策定【令和７年３月改訂】　和歌山県教育委員会）
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501700/d00213713_d/fil/hoshin.pdf
●部活動改革ポータルサイト
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html